

堺市北部地域整備事務所アスベスト飛散の検証に関する懇話会開催要綱

平成 30 年 4 月 1 日制定

1 目 的

北部地域整備事務所における一連のアスベスト飛散事象について、アスベストばく露の可能性及び範囲並びに健康リスクに関する報告書を作成するに当たり、有識者等から広く意見を聴取するため、堺市北部地域整備事務所アスベスト飛散の検証に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

(1) 北部地域整備事務所外壁改修外工事におけるアスベストばく露の可能性と範囲に関する事項

(2) 北部地域整備事務所アスベスト除去外工事におけるアスベストばく露の可能性と範囲に関する事項

(3) 前 2 号に伴う健康リスクに関する事項

3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、市長が依頼する 4 人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(1) 学識経験を有する者

(2) アスベストに関する専門的知見を有する者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 座 長

(1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。

(2) 懇話会の会議は、座長が進行する。

(3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 開催期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間とする。

7 庶 務

懇話会の庶務は、建築監理課において行う。